

共同保健計画

明るく豊かな生活を営むことは、我々の願いであり、権利である。この裏付けとなるのは「まず健康」ということだ。そのためには、住民自身はもちろん、県や市町村の行政機関が、かねてから住民の健康に注意と努力を払わなければならぬ。

共同保健計画のねらいもそこにある。つまり共同保健計画の趣旨は、主たる責任を市町村がとり、市町村を取りまく主要機関、団体などが保健活動の役割を受け持ち、保健所の指導技術援助を受けながら、各自の責任を果していくものである。

熊本県でも、昭和三九年から、住民との組織的な連携を確立して、住民が自らの手によって、自らの健康管理をはかり得るような体制をつくり、市町村の健康管理グループとして県、保健所、市町村、住民とが、一つのパイプを通じて、共同保健計画の強力な推進に努めている。

長、保健局医療課長、公衆衛生局保健所課長、医務局医事課長から都道府県民生部長と同衛生部長にあてた「国民健康保険の保健実施について」である。

共同保健計画の必要性

従来の保健所および市町村における公衆衛生の進め方についての経験を反省するとの様な点が考えられる。

①保健所、市町村衛生課などの各機関ごとの事業計画がばらばらに立てられていた。

②市町村の保健衛生行政が、おおむね保健所の事業計画が優先して、市町村の保健計画を主体とした積み上げが行なわれなかつた。

③関係機関が集まって、市町村の保健衛生計画を共同で立てようとすることがほとんどなく、各機関との立場で計画が立てられ、実施の段階で違いを生じたりして、合理的でなかつた。

④事業計画の立案にあたって、問題とそれに対応する資源の両者をよく考え合せながら進められることが少なかつた。これは一連の通牒や、通達に基づいて上からの天下り的に計画され実施された方式が行なわれたことにもよる。

⑤市町村自治体の中には、保健所に依頼性の強いところが多く、自主性にかけ結核住民検診などは自らの業務であるにもかかわらず、まるで保健所の下請け仕

事のように感じているところも少なくない。

⑥戦後の公衆衛生は、保健所を中心主義でおし進められてきたので、保健所が自ら何でも引きうけて計画、実施してしまふ傾向がつよかつた。

以上の様な公衆衛生の反省から、最近の公衆衛生事業といものが、結核対策を始めとして母子衛生、環境衛生、精神衛生、成人病対策等業務が増加し、複雑化し、またその施策に対する要請も質的

に高度度化を加えてきた、従つてこれに対処するためには、関係機関、団体等の公衆衛生活動の推進及び活動の総合的運営が極めて必要になつて來た。一方昭和三三年に制定された「国民健康保険法」が三六年から全面的に実施されることになり、保険財政面から医療と公衆衛生の総合計画立案と地域社会階層によつて保健衛生の事情が異なるので、その特殊性を考慮した保健行政が必要になつてきた。

共同保健計画とは、市町村などの自治体が保健所の協力と、関係機関、団体などの参加を得て、地区住民の保健の向上をはかるために、保健上の問題およびその解決に役立つ社会資源の把握や、その市町村に適した効果的な対策の立案および運用を組織的に進めていくために住民と行政機関が手をつないで公衆衛生活動を進めて行こうとするものである。

共同保健計画の立案方、進め方

共同保健計画の立案方、進め方

(1) 地区(保健)調査

(2) 地区(保健)診断

(3) 行政計画

(4) 保健技術計画

(5) 業務測定

(6) 地区組織活動

我が國の公衆衛生の歴史は、すでに八〇余年を経ている。この中で保健所も国民健康保険も二〇余年に及ぶ歴史を有している。保健所は戦後昭和二年九月保健所法が全面的に改正され、保健所の新しい歴史というものが初められた。

昭和二年から二六年までは第一期とも言われるもので、人員、施設、整備、事業の面で保健所はめざましい拡大をみた時期である。昭和二七年から三年は第二期といわれ、講和条約後のわが国にとって苦しい地方財政の中で衛生行政の試練を経験してきた。「公衆衛生はたそがれ」と言われたのはこのころである。

昭和三年から五年は行政管理庁の保健所運営に対する勧告案にこたえ、保健所活動の再検討を通じて、公衆衛生の業務測定、予算計画などの過程をその中

に含んでいる。特に個々の市町村ごとの保健計画の確立をまず第一義として保健所の計画が立てられ、またその運営過程において、問題の発見や、総合調整、実践活動のための住民の組織的な活動が組み合わされている。

共同保健計画では、まず市町村単位の保健計画の大わくを定め次いでそれに対する保健計画の実施にうつす面において地域別及び職種別等の協議を行ない関係各機関団体等の役割をお互いによく取り決めて実施してゆくものである。共同保健

(1) 保健活動評価

共同保健計画の最も基本となつてゐる方法もあり、技術的な地区調査、地区診断、技術対策とともに、行政的な

考へ方は「治療と予防の一体化」「地方自治」「地区組織活動」の三本の柱であり、共同保健計画を進めてゆくに当つては次の事を常に念頭におく必要がある。

(1) 共通の目標は地区住民の健康である。(2) 各人の立場をお互いに理解しなければ共通の立場は得られない。

(3) 今後の公衆衛生活動は単独の行政部門だけでは決して十分な総合的な効果は得られない。そのためいかに連携行政を行くかが今後の課題である。

(4) 共同保健計画を行政の問題として掘り下げ、又各地方自治体が自らの仕事をして少なくとも法に規定された保健衛生活動をより効果的に計画し、運用してゆくかが大きな課題であり保健所もどれほど各市町村の中に本当に根を下せるかが今後の衛生行政発展の「かぎ」を握つているものである。

共同保健計画は大きく別けて三つの時期に分けることができる。最初は、市町村のレベルで衛生、国保、保健所、その他関係団体の協議による共同保健計画会議を中心とした市町村保健計画をたてる時期であり、これについてこれを市